



令和5年8月14日

担当課	河川港湾課
担当者	田中・中谷
電話	073-435-1090
内線	5370・5379

いちほりがわ 「市堀川かわまちづくり計画」が登録されました

令和5年8月10日に、国土交通省から令和5年度かわまちづくり計画の新規登録が公表され、和歌山市が申請していた「市堀川かわまちづくり計画」が新たに登録されました。

和歌山市では、かつて和歌山城の外堀として開削され、現在も中心市街地を流れる市堀川周辺で、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す「かわまちづくり」を進めるため、令和4年6月3日に「市堀川かわまちづくり協議会」を設立し、河川管理者である和歌山県、周辺住民の代表者、水辺の利活用を進める団体から意見を伺い、水辺の利活用の方向性や具体的な手法について検討を進めてきました。

今後は、「市堀川かわまちづくり計画」に基づき、河川管理者（和歌山県）、和歌山市が役割を分担し、親水護岸や河川管理用通路（遊歩道）の整備、旧市民会館等水辺の公共施設の活用を図ります。また、民間事業者による河川空間の利用に向けた取組を計画的に推進していきます。

※ 国土交通省から和歌山市へのかわまちづくり計画登録証伝達式が、8月末頃に実施される予定です。

市堀川かわまちづくり計画における整備・利活用イメージ

和歌山市のまちづくりの方向性や近年の市堀川の利活用を踏まえた市堀川かわまちづくりによる整備・利活用イメージを示す。

河川管理者（県）	親水護岸の整備、遊歩道の整備及び修景
市	案内看板の設置、旧市民会館の活用、京橋親水公園周辺における公共施設・水辺空間の一体活用
民間	都市・地域再生等利用区域の指定による民間事業者による河川空間の利用



※ イベントや飲食店による民間利用エリアは、現時点での想定であり、今後変更する場合がある。

- 市堀川かわまちづくり対象エリア
- 都市機能誘導区域(中心拠点区域)
- 滞在快適性等向上区域(ウォーカブル区域)
- 市が実施する関連事業